

死者に関する情報の取扱いについて

1 死者に関する情報の取扱い

(1) 春日部市個人情報保護条例における規定

- ・現行条例では、「個人情報」は生存する個人に関する情報に限定していない。

(定義)

第2条

(4) 個人情報 個人に関する情報 (次号に規定する特定個人情報以外の情報にあつては、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第29条第2項及び第46条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。次のイにおいて同じ。)を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- ・現行条例では、死者の個人情報を遺族等が開示請求できる旨を規定している。

(開示の請求等)

第19条

3 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示することができる。

(1) 死者の法定代理人等であった者

(2) 相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。)

(3) 死者の配偶者等であった者(診療録等及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。)

<本項の説明>

- ・死者の個人情報が遺族自身の個人情報とみなすことが不可能な場合であっても、遺族の権利利益の保護の観点から、一定の遺族に対して、死者の個人情報に対する開示請求権を認めるものです。
- ・死者に関する個人情報については、死者本人は権利を行使する主体とならないが、死者の相続財産に関する情報など、当該個人情報が同時に遺族等の生存する個人に関する

る情報となる場合があります。従って、死者の近親者（配偶者、子、父母及びこれらに準じる者）について、社会通念上、その近親者自身の個人情報とみなし得るほど密接な関係がある者に限り、自己の個人情報として開示請求をすることができるものとしています。

- ・本項で認めている遺族の範囲は、第一次的には遺族のうち縁故関係が深く死者の個人情報を知ることにより正当な利益を有すると認められる「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び二親等内の血族若しくはその配偶者」、その者がいない場合には、法定代理人、相続人等に認めるものです。

【第1号】

- ・「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の場合は第一次的には親権者（民法第818条等）、第二次的には未成年後見人（民法第839条）、成年被後見人の場合は成年後見人（民法第843条）をいいます。

【第2号】

- ・請求者が、死者である被相続人から相続した財産に関する情報、不法行為による損害賠償請求権等に関する情報は、死者名義の個人情報ではありますが、請求者の個人情報でもあるため、開示等の請求が認められるものです。

【第3号】

- ・近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により、請求者が取得した権利義務に関する情報は、死者名義の個人情報ではありますが、請求者の個人情報でもあるため、開示等の請求が認められるものです。
- ・死者の医療、看護、介護に関する情報について、その父母、配偶者及び子が請求する場合は、請求者と特に密接な関係があり、請求者の個人情報とみなすことができる情報であるため、開示等の請求が認められるものです。

・遺族等からの開示請求の主な事例

○春日部市立医療センター（旧：春日部市立病院）にかかった診療記録（カルテ・画像データ）
○要介護認定の結果通知書、要介護認定の区分を審査するための書類等
【開示決定等】
① 情報の全部を開示した。
② 情報の部分開示（個人情報保護条例第19条第4項に規定する部分を除き、開示）をした。
③ 対象となる情報の保存年限が満了し、廃棄していたため、不存在とした。

・遺族等からの開示請求件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (2月末現在)
件数	9件	10件	18件

(2) 改正後の個人情報の保護に関する法律における規定

- ・改正法第2条第1項では、「個人情報」は生存する個人に関する情報に限定されており、死者に関する情報は除外されている。

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 2 個人識別符号が含まれるもの

- ・個人情報保護委員会事務局は、死者に関する情報について、次の解釈を示している。

- ・法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。（P. 33）
- ・ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。この場合には、当該情報は、開示等請求の対象となる。（P. 34）
- ・請求の対象である死者に関する情報が、生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要がある。（P. 182）

「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」

- ・「死者に関する情報」であっても、当該情報が同時に「生存する個人に関する情報」であつて、特定の（生存する）個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の（生存する）個人を識別することができるものを含む。）である場合には、「個人情報」（法第2条第1項）に該当します。（整理番号75）
- ・法では「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、これに反して死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできません。一方で、個人情報保護制度とは別に、法令に抵触しない限度で、地方公共団体において死者に関する情報の提供についての制度を設けることは妨げられません。（整理番号33）

「全国説明会を踏まえて各地方公共団体からいただいた御意見等に対する考え方」

2 相違点

- ・現行条例では「個人情報」は生存する個人に関する情報に限定していないが、改正法では「個人情報」は生存する個人に関する情報に限定されており、死者に関する情報は除外されている。
- ・改正法では、死者に関する情報は、当該情報が同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該遺族等の個人情報として開示請求の対象となるため、開示請求の対象外となる事案も生じる。

3 対応の方向性

- ・現行条例では、死者の個人情報が遺族自身の個人情報とみなすことが不可能な場合であっても、遺族の権利利益の保護の観点から、一定の遺族に対して、死者の個人情報に対する開示請求権を認めており、遺族等から開示請求が経常的になされている状況があります。
- ・改正法では、死者に関する情報は、当該情報が同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該遺族等の個人情報として開示請求の対象となります。そのため、現行条例において遺族等に開示している死者に関する情報のうち、改正法における開示請求の対象外となる部分については、現行条例における遺族等に対する情報開示の水準が低下することのないよう、市としては、個人情報保護委員会が見解を示しているように、法令に抵触しない限度で、死者に関する情報の取扱いについての制度を整備したいと考えております。

<事務局案>

- ・死者に関する情報について、法に基づく開示請求の対象外となる部分について、遺族等に対する情報開示の水準が現行条例による取扱いよりも後退することのないよう、法に基づく個人情報保護制度とは別に、死者に関する情報の取扱いを内部管理規定として制定し、市全体で死者に関する情報を統一的に取り扱いたいと考えております。